



平成30年度 公益財団法人砂原児童基金
校外教育スポーツ奨学金事業 奨学生募集要項

1. 内容

養育者や本人の熱意があるにも関わらず、経済的な理由等で学校外教育を十分に受けることができない香川県下の小学生から高校生までの子ども達に対する助成事業として、学習塾やスポーツ教室など学校外で有償にて提供されるサービス（以下「校外教育スポーツ」という。）に掛かる月謝等の経費を、当財団からサービス提供者に支払う返還義務の無い奨学金事業を行います。

当財団の奨学生となるものは、当財団から発行する「校外教育スポーツ利用者認定証」を学習塾やスポーツ教室などに提示することで、校外教育スポーツのサービスを受けることができます。

2. 対象者

対象者は次の要件全てを満たす者とします。

- (1) 香川県内の小学校、中学校、高等学校に在学している児童生徒で、養育者や本人の熱意があるにも関わらず、校外教育スポーツ活動への支出が困難であると当財団が認めた者。
- (2) 児童生徒が属する世帯全員の前年の収入・所得を合計した金額が別表の世帯収入基準額以下であること。
- (3) 他の給付型奨学金を受給していない者。

※国、県、市町が行っている給付型奨学金との併用は可能です。

例)・高等学校等就学支援金制度（高校の授業料に充てる給付型支援金制度）

・高校生等奨学給付金～奨学のための給付金～

（高校の授業料以外の教育費に対する支援制度）

・各市町奨学金給付制度（高松市等）

企業や他の財団法人等が行っている給付型奨学金との併用は不可とします。貸与型奨学金（返還義務のある奨学金）との併用は可能です。

- (4) 現在有償の校外教育スポーツ活動を何も行っていない者、又は現在1つだけ行っている校外教育スポーツ活動の継続が困難となった者。

※既に有償で何らかの校外教育スポーツ活動を2つ以上行っている者は対象外とします。

3. 定員

小学生・中学生・高校生 合計50人以内

4. 奨学金提供額

小学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1人月額 10,000円上限

中学1, 2年生及び高校1, 2年生・・・・ 1人月額 15,000円上限

中学3年生及び高校3年生・・・・・・・・ 1人月額 20,000円上限

5. 校外教育スポーツ利用者認定証有効期限

2018年4月1日(日)～2019年3月31日(日)

6. 校外教育スポーツ利用者認定証利用可能サービスの種類

- (1) 学科学習 塾・予備校など
- (2) 体験活動 キャンプ・野外活動・社会体験など
- (3) スポーツ 空手教室・柔道教室・剣道教室・サッカー教室など
- (4) 習い事 習字・そろばん教室など

※「校外教育スポーツ利用者認定証」は、利用先として当財団が許可した教室でのみ使用することができます。

※通信教育、自宅でのeラーニングなどに利用はできません。

※政治・宗教教育、その他当財団が不相当と定めた教育サービスには利用できません。

7. 応募方法

下記の(1)～(4)までの書類全てを財団事務局まで送付してください。

なお、同一世帯の兄弟姉妹で申請する場合は(2)(3)(4)の書類は世帯で1部の提出で構いません。

- (1) 校外教育スポーツ奨学金事業 奨学生申請書

- ・小学生用(第1号様式)
- ・中学1・2年生、高校1・2年生用(第2号様式)
- ・中学3年生、高校3年生用(第3号様式)

※記入例を確認のうえ、漏れなく記入してください。

- (2) 保護者アンケート(第4号様式)・・・全ての項目に回答してください。

- (3) 住民票の写し(コピー不可)・・・世帯全員の記載があるもの

2017年12月以降に発行されたもの

- (4) 住民票に記載の18歳(2017年3月31日時点の年齢)以上の世帯全員分の収入・所得を証明する課税証明書

平成29年度分の課税証明書(平成28年の所得を証明するもの)

平成29年1月1日にお住まいだった市区町が発行する平成29年度分の課税（所得）証明書が必要です。所得がない場合にも取得してください。

※収入が年金のみの場合は年金証書又は年金振込通知書の写しを提出してください。

※住民票の世帯が別であっても、祖父母や他の18歳以上の兄弟姉妹等と同居している場合は、申立書①（第5号様式-①）に生活実態を詳しく記入した上で同居家族全員分の課税証明書を提出してください。

その他 任意の提出書類について

・校外教育スポーツ奨学金事業 奨学生申請に係る申立書（第5号様式-①②）

①申請者が児童生徒と別居している、又は申請者が生徒の父母でない等住民票と現在の生活実態が異なる場合、必要な方のみ提出してください。（第5号様式-①）

記入例を確認のうえ、漏れなく記入してください。

例1）父または母が児童と別居している場合の記入例

・住民票上は「父・母・児童の3人世帯」だが、実態は父が別居しており、母の収入のみで児童を養育している。

例2）祖父母や18歳以上の兄弟姉妹等と同居している場合の記入例

- ・通学等の理由で児童と父母が別居しており、祖父母の家に居住しているため、住民票上は「祖父・祖母・児童の3人世帯」だが、実態は父母の収入で児童を養育している。
- ・住民票上の世帯は別だが、祖父母の家に同居している。祖父母の収入は年金のみで、母親の収入のみで児童を養育している。
- ・住民票の世帯は別だが、児童の兄（成人）が同居しており、兄はアルバイトをしながら専門学校へ通学中である。申請児童は母親の収入のみで養育している。

②生活保護を受けている場合、一時的な利用であればその理由等を記入して提出してください。（第5号様式-②）生活保護を受給していない方は提出の必要はありません。

・推薦書（第22号様式）

養育者による申請書記入・親子面接出席が困難な場合は、医師・教師・ソーシャルワーカー等による推薦書（第22号様式）があれば応募可能です。（推薦書があっても、選考の結果不採用となる可能性もあります。予めご了承ください。）詳しくは財団事務局までお問合せください。

8. 応募期限

2018年1月15日（月）必着

※応募書類に不備不足がある場合は追加提出していただくことがございますので、余裕を持った早めの応募にご協力お願いします。また、期限を過ぎた場合は受付できませんのでご了承ください。

9. 選考方法及び選考基準

選考は、応募書類をもとに世帯の収入・所得状況等を考慮して当財団の奨学生選考委員会で書類審査及び最終面接審査を行います。応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

選考基準は以下のとおりです。

- ・奨学生申請書（裏面が申請者本人によってしっかりと記入できているか）
- ・自己向上（自分を高めるための努力をしているかどうか）
- ・学習意欲（学習に対して意欲的かどうか）
- ・日常生活（日常において基本的な生活が送れているか）
- ・進学意欲（中学生・高校生については進学や就職に対して意欲的であるかどうか）
- ・家庭状況（家庭の状況による優先度は高いかどうか）

10. 選考期間及び結果通知

選考期間及び結果通知は以下のとおりです。

選考結果については、当財団事務局から文書にて通知します。

応募書類は返却できません。また、当財団では選考結果についての理由を説明する義務を負いませんのでご了承ください。なお、応募書類に記載されている個人情報、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

（選考期間及び結果通知予定について）※日程は変更になる場合がございます。

○書類選考期間 2018年1月中旬～下旬

結果通知 2018年1月下旬 発送予定

○最終面接審査日程 ①2018年2月3日（土） 9時～15時

②2018年2月4日（日） 9時～15時

③2018年2月10日（土） 9時～15時

④2018年2月11日（日） 9時～15時

上記①～④のいずれかの日程に親子で面接に来ていただきます。

（日時は書類選考後個別に調整いたします）

面接時間は1家族20分程度を予定しております。

面接場所：公益財団法人砂原児童基金会議室（高松市西宝町）

結果通知 2018年2月下旬発送

11. 奨学金の支給中止

当財団の校外教育スポーツ奨学金事業実施要綱第11条に定める項目に該当する場合は、奨学金の支給を中止します。また、同要綱第9条に定める学業成績証明書及び生活状況報告書（第20号様式）を期末期ごとに提出していただき、その内容が財団よりの奨学金支給に値しないと判断した場合は財団の決定に従っていただきます。

1.2. 実施団体及び応募書類送付先

【応募書類郵送先】

公益財団法人砂原児童基金 「校外教育スポーツ事業 奨学生募集受付係」

〒760-0004 香川県高松市西宝町3丁目6番22号

TEL：087-837-2230 FAX：087-837-2228

メールアドレス：s-jidou@s-jidoukikin.or.jp

URL：http://s-jidoukikin.or.jp

受付時間：9時～18時（土曜日9時～13時）

土曜日午後、日曜日、祝日、お盆（8月13日～15日）、

年末年始（12月29日～翌年1月3日）は休業



公益財団法人 砂原児童基金

別表 世帯収入基準額

香川県内に居住し、県内の小学校・中学校・高等学校に在学している児童生徒が属する世帯全員の前年の収入・所得を合計した金額が別表の世帯収入基準額以下であることとします。

世帯収入基準額表		
世帯人数	給与収入の場合（世帯収入合計）	自営業等所得の場合（世帯所得合計）
2人	3,200,000円	2,800,000円
3人	3,850,000円	3,250,000円
4人	4,300,000円	3,700,000円
5人	4,750,000円	4,150,000円
6人	5,200,000円	4,600,000円
7人以上	1人増すごとに45万円加算	